

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	温泉利用の許可	
根拠法令・条項	温泉法第 1 5 条第 1 項	
所 管 課	保健所 生活衛生課	
審 査 基 準	温泉法第 1 5 条 温泉利用基準 別紙 1	
標準処理期間	標準処理期間	1 0 日（検査日から許可書を交付するまで）
	標準処理期間を設定できない理由	

(別紙1)

公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準 (改正)

(平成 29 年 9 月 1 日付け環境省告示第 66 号)

温泉法(昭和 23 年法律第 125 号。以下「法」という。)は、温泉利用の適正化を図ることをその目的の一つとしており、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、法第 15 条第 1 項に基づき、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならないとされている。

温泉には種々の成分が含有されており、その利用方法あるいは温泉利用施設の管理等が適切でない場合において、人体に対して健康被害を与える場合がある。このため、総硫黄(硫化水素イオン、チオ硫酸イオン及び遊離硫化水素に対応するものをいう。以下同じ。)を 1 キログラム中 2 ミリグラム以上含有する温泉を、法第 15 条第 1 項の規定による許可を受けて公共の浴用又は飲用に供し、又は供しようとする者(以下「温泉利用許可者」という。)が遵守すべき基準を定め、硫化水素が衛生上有害となった場合における事故の防止や利用者の安全確保を図るものである。

都道府県知事及び法第 36 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)においては、本基準に沿った適正な温泉利用が行われるよう、必要に応じて行政指導や行政処分を行うことが望ましい。このため、法第 15 条第 1 項の許可処分の判断の一要素として当該基準を参照するほか、本基準の遵守状況等を法第 34 条の報告徴収や法第 35 条第 1 項の立入検査により確認し、その結果等を踏まえ、必要に応じて、行政指導や法第 31 条第 1 項第 1 号の許可の取消し等を検討することも可能である。

1 適用対象となる温泉

本基準の適用対象となる温泉は、1 キログラム中、総硫黄を 2 ミリグラム以上含有する温泉とする。

2 温泉利用施設の構造

温泉利用許可者は、硫化水素を原因とする事故の防止のため、温泉を公共の浴用に供する施設を(2)及び(3)において示す設備構造等とすることにより、浴室(露天風呂の場合は、利用空間をいう。以下同じ。)内の空気中の硫化水素濃度を(1)に示す基準を超えないようにすること。

(1) 浴室内の空気中の硫化水素濃度

イ 浴槽湯面から上方 10cm の位置の濃度 20ppm

ロ 浴室床面から上方 70cm の位置の濃度 10ppm

(2) 換気孔等又はばっ気装置等

イ 温泉を公共の浴用に供する施設の設備構造等として、以下のいずれかの設備構造等

とすること。

(イ) 換気孔若しくは換気装置（以下「換気孔等」という。）（常時開放して浴室内に設置する場合に限る。以下同じ。）を有する構造

(ロ) ばっ気装置等（源泉から浴室までの間に設置する場合に限る。以下同じ。）を有する構造

(ハ) 換気孔等及びばっ気装置等を有する構造

ロ 換気孔等の設置については、浴室内に2か所以上設け、かつ、そのうち1か所は、浴室の床面と同じ高さに設けること。（別図1参照）

ハ 浴室には、硫化水素が局所的に滞留するような構造又は装置（ばっ気装置と同様の構造を持つ装置等）を設けないこと。

(3) 浴槽

イ 浴槽の湯面は、浴室の床面より高くなるように設けること。（別図1及び2参照）

ロ 浴槽への温泉注入口は、浴槽の湯面より上方に設けること。（別図1及び3参照）

3 浴室等の管理

温泉利用許可者は、利用者の安全を確保するため、浴室等において以下の内容を行うこと。

(1) 換気状態の確認

浴室内の硫化水素濃度が常に適正に維持されるよう換気孔等に対する確認を怠らないこと。また、浴室に隣接する脱衣室等においても、硫化水素が滞留しないよう、換気に十分配慮すること。特に、積雪の多い地方については、積雪により換気孔等の適切な稼働が妨げられることのないように十分留意すること。さらに、周囲の地形、積雪等により硫化水素が滞留するおそれがある露天風呂を利用に供している場合は、風速、風向等の気象条件の状況、変化等に十分配慮すること。

(2) 濃度の測定

都道府県知事等が必要と認めたときは、浴室内の空気中の硫化水素濃度を検知管法又はこれと精度が同等以上の方法により、原則として毎日2回以上測定し、濃度に異常のないことを確認すること。なお、この測定のうち1回は、浴室利用開始前に行うこととし、測定場所は、浴室において最も空気中の硫化水素濃度が高くなる地点（温泉注入口付近等）を含むこと。

(3) 測定結果の記録及びその保管

硫化水素濃度の測定結果を記録し、都道府県知事等から硫化水素濃度の測定結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその記録を保管しておくこと。

(4) その他

イ 浴室が利用に供されている間は、常に浴槽に温泉が満ちているようにすること。（別

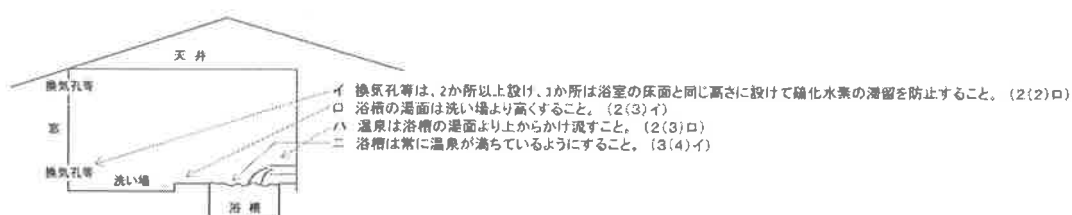
図1 参照)

ロ 利用者の安全を図るため、浴室内の状態に常時気を配ること。

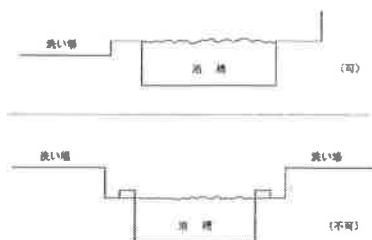
4 立入禁止柵等の設置

源泉における揚湯設備、湯畑その他のばっ気装置、パイプラインの排気装装置、中継槽、貯湯槽等の管理者は、立入禁止柵、施錠設備、注意事項を明示した立札等を設けること。特に、総硫黄の含有量が多い温泉を利用し、又は硫化水素濃度が高くなるおそれがある大規模な貯湯槽等を使用する場合は、動力等による拡散装置等を設けることにより、硫化水素を原因とする中毒事故の防止に万全を期すこと。

別図1



別図2



別図3

